

地域見守りカメラ 申込書・利用規約・重要事項説明書

個人向け

KBN 株式会社

本書は、KBN 株式会社が提供する個人向け「地域見守りカメラ」について、申込内容、利用条件及び重要事項を定めるものです。法人、自治会、団体、事業者その他個人以外のお客様については、別途 KBN 株式会社が定める内容によりお申し込みいただきます。

文書構成

1. 地域見守りカメラ 申込書 兼 承諾書
2. 地域見守りカメラに関する利用規約
3. 地域見守りカメラ 重要事項説明書

地域見守りカメラ 申込書 兼 承諾書

私は、KBN 株式会社に対し、「地域見守りカメラに関する利用規約」及び「地域見守りカメラ 重要事項説明書」の内容を承認のうえ、下記のとおり申し込みます。

本申込書は個人向けです。法人、自治会、団体、事業者その他個人以外のお客様は、別途 KBN 株式会社が定める申込書及び条件によるものとします。

申込日	20 年 月 日	お客様番号	
契約者氏名		フリガナ	
住所	〒	連絡先電話番号	自宅： 携帯：
メールアドレス		生年月日	西暦 年 月 日

申込内容

サービス名	地域見守りカメラ	設置予定機器	Tapo C425 KIT
月額利用料	カメラ 1 台目：1,650 円／月 カメラ 2 台目以降：1,100 円／月・台	申込台数	台
標準工事費	1 台目：16,632 円 2 台目以降：11,880 円／台	解約時費用	撤去・回収対応費：5,500 円（税込）
備考	2026 年 7 月 16 日～2026 年 12 月 31 日までは工事費実質無料キャンペーン適応中		

設置・工事情報

設置希望場所		カメラ向き	
Wi-Fi 環境確認	☐ 済 ☐ 未	電波状況	☐ 良好 ☐ 普通 ☐ やや弱い ☐ 利用不可の可能性あり
ステッカー種類	☐ 標準タイプ ☐ 縦長タイプ ☐ 横長タイプ	貼付場所	
施工担当		備考	

確認事項

- ☐ 私は、申込内容、利用規約及び重要事項説明書の内容に同意しました。
- ☐ 私は、本サービスが犯罪防止、犯人特定、録画保存、緊急駆けつけを保証するものではないことを確認しました。
- ☐ 私は、警察が映像を常時監視するサービスではないことを確認しました。

- ☐ 私は、設置した利用者に関して、カメラの設置場所、住所、氏名、電話番号を KBN 株式会社から警察へ提供することに同意しました。
- ☐ 私は、設置場所、撮影範囲、Wi-Fi 環境等により、本サービスを利用できない場合があることを確認しました。
- ☐ 私は、標準工事範囲外の作業、移設、角度調整、再訪問その他追加対応には、別途費用が発生する場合があることを確認しました。
- ☐ 私は、カメラ及びステッカーの設置にあたり、建物の外壁等に穴開け、ビス止め、両面テープ貼付その他の施工を行う場合があることを承諾しました。
- ☐ 私は、解約時に撤去・回収対応費 5,500 円（税込）が発生すること、及びビス穴、貼付跡、日焼け跡その他設置前の状態に戻すことはできないことを確認しました。
- ☐ 私は、最低利用期間が 36 か月であり、最低利用期間内に解約する場合、残余月数分の基本料金を負担することを確認しました。
- ☐ 私は、録画映像及び撮影範囲の管理責任が利用者にあることを確認しました。
- ☐ 私は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者又はその構成員等の反社会的勢力ではありません。

記 入 日 ： 年 月 日

契約者署名： _____ 印

.....

KBN 使用欄

受付	入力	確認	工事担当	責任者

地域見守りカメラに関する利用規約

KBN 株式会社（以下「KBN」といいます。）は、KBN が指定するネットワークカメラ機器を利用した個人向け「地域見守りカメラ」（以下「本サービス」といいます。）を、本規約に基づき提供します。

第 1 条（本サービスの内容）

本サービスは、加入者の自宅、親族宅、玄関、駐車場、庭先その他 KBN が設置可能と判断した場所にネットワークカメラを設置し、加入者がスマートフォンアプリ等を通じて映像の確認及び録画映像の確認を行うことができるサービスです。本サービスには、カメラ機器の設置、初期設定、利用開始時の設定サポートを含みます。本サービスは、犯罪防止、犯人特定、録画保存、緊急時の駆けつけ、警備、監視業務その他これらに類する結果を保証するものではありません。警察が映像を常時監視するサービスでもありません。

第 2 条（個人向けサービス）

本規約は個人のお客様を対象とするものです。法人、自治会、団体、事業者その他個人以外のお客様については、本規約ではなく、別途 KBN が定める内容によるものとします。

第 3 条（申込及び契約の成立）

本サービスの利用を希望する者は、本規約及び KBN が別に定める料金その他の提供条件を承諾のうえ、KBN 所定の方法により申し込むものとします。本サービスの契約は、KBN が申込を承諾した時点で成立するものとします。KBN は、設置場所、撮影範囲、Wi-Fi 環境、建物の構造、電源環境、その他技術上又は業務上の理由により、本サービスの提供が困難であると判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

第 4 条（利用開始日及び課金開始）

本サービスの利用開始日は、カメラ機器の設置工事及び初期設定が完了した日とします。月額利用料の課金開始日は、利用開始日の属する月の翌月 1 日とします。ただし、別途 KBN が定める場合はこの限りではありません。

第 5 条（料金）

本サービスの月額利用料及び工事費は、KBN が別に定める料金表又は申込書記載のとおりとします。チラシ、申込書又は重要事項説明書に記載の料金は、特に断りのない限り税込価格とします。消費税率が変更された場合、変更後の税率に基づき精算するものとします。標準工事の範囲を超える作業、設置場所の状況により必要となる追加作業、特殊工事、再訪問、移設、角度調整、その他加入者の希望又は設置環境に起因して発生する作業については、別途費用が発生する場合があります。

第 6 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から 36 か月間とします。加入者が最低利用期間内に本サービスを解約する場合、加入者は、最低利用期間の残余月数分の基本料金を KBN に支払うものとします。

第 7 条（機器の提供及び管理）

KBN は、本サービスの提供に必要なカメラ機器、ステッカーその他 KBN が指定する物品を、加入者に貸与又は提供します。加入者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用、保管、管理するものとします。加入者は、KBN の承諾なく、機器の分解、改造、移設、譲渡、転貸、担保提供その他本サービスの目的外利用をしてはなりません。加入者の故意又は過失により機器が故障、滅失、毀損した場合、KBN は加入者に対し、修理費、交換費、機器補償料その他 KBN が定める費用を請求できるものとします。

第 8 条（設置工事）

本サービスに必要な設置工事は、KBN 又は KBN が指定する業者が行うものとします。カメラ機器及びステッカーの設置にあたり、建物の外壁、柱、構築物等に穴開け、ビス止め、両面テープ貼付その他の施工を行う場合があります。設置場所の状況、建物の構造、Wi-Fi 環境、撮影範囲、近隣への配慮その他の事情により、KBN が設置困難又は不適切と判断した場合、KBN は設置工事を行わないことがあります。加入者の希望による設置場所の変更、カメラ角度の変更、移設、再設定その他の作業については、別途費用が発生する場合があります。

第 9 条（撮影範囲及びプライバシーへの配慮）

加入者は、本サービスの利用にあたり、第三者のプライバシー、肖像権、所有権その他の権利を侵害しないよう、撮影範囲及び利用方法に十分配慮するものとします。加入者は、近隣住宅の室内、私有地、通行人その他第三者の権利利益に過度な影響を及ぼす撮影を行わないよう努めるものとします。撮影範囲に関して第三者との間で苦情、紛争、損害賠償請求その他の問題が生じた場合、加入者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、KBN は責任を負いません。

第 10 条（録画映像の管理）

本サービスにより録画された映像の管理責任は、加入者に帰属します。録画映像は、記録媒体又はアプリの仕様、保存容量、通信環境その他の条件により、一定期間後に上書き又は削除される場合があります。KBN は、録画映像が永続的に保存されること、必要な映像が確実に録画されること、又は映像が証拠として利用可能であることを保証しません。事件、事故その他の発生により警察等の第三者から映像提供を求められた場合、原則として加入者は自己の判断と責任において協力するものとします。ただし、法令に基づく要請がある場合はこの限りではありません。

第 11 条（設置情報の警察への提供）

KBN は、本サービスの提供及び地域安全に関する防犯連携のため、カメラを設置した利用者に関して、カメラの設置場所、加入者の住所、氏名、電話番号その他 KBN が必要と判断する設置情報を警察に提供するものとし、加入者はあらかじめこれに同意するものとします。前項は、警察が映像を常時監視すること、又は KBN が加入者の録画映像を常時確認することを意味するものではありません。

第 12 条（ステッカー）

本サービスでは、防犯カメラ作動中であることを周知するため、KBN が指定するステッカーを設置します。ステッカーは、本サービス利用中に限り使用することができます。加入者は、KBN の承諾なくステッカーを複製、改変、譲渡、転用してはなりません。本サービスの解約時、加入者は KBN の指示に従い、ステッカーの撤去又は返却に協力するものとします。

第 13 条（利用環境）

本サービスを利用するためには、KBN が指定するスマートフォン、アプリ、通信環境、Wi-Fi 環境その他の利用環境が必要です。加入者は、自己の責任と費用において、スマートフォン、アプリ、通信回線、Wi-Fi 機器、電源その他本サービスの利用に必要な環境を用意し、維持するものとします。建物の材質、構造、電波状況、電子レンジ等の電磁波、Wi-Fi 機器の性能、通信回線の混雑、停電、機器の不具合その他の原因により、本サービスを正常に利用できない場合があります。

第 15 条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- 1 犯罪行為、反社会的行為又はこれらを助長する行為
- 2 第三者のプライバシー、肖像権、名誉、信用、財産権その他の権利を侵害する行為
- 3 ストーカー行為、嫌がらせ、監視、個人情報の不正取得その他不正な目的で利用する行為
- 4 KBN 又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- 5 機器、アプリ、通信環境、サーバー又はネットワークを妨害し、又は支障を与える行為
- 6 KBN の承諾なく、本サービスを商業目的で利用する行為
- 7 法令又は公序良俗に違反する行為
- 8 KBN が不適切と判断する行為

第 16 条（免責）

KBN は、本サービスが犯罪防止、犯人特定、事故防止、被害防止、録画保存、証拠確保、緊急対応、駆けつけ対応その他特定の結果を実現することを保証しません。機器、スマートフォン、アプリ、SD カード、Wi-Fi 環境、通信回線、電源、サーバー、その他あらゆる原因により、映像の確認、録画、保存、通知、再生その他の機能が正常に利用できなかった場合でも、KBN は責任を負いません。加入者による本サービスの利用、録画映像の管理、撮影範囲、第三者への映像提供その他本サービスに関連して第三者との間で生じた紛争について、KBN は責任を負いません。KBN は、本サービスの内容及び本サービスを通じて得られる情報の完全性、正確性、確実性、有用性を保証しません。

第 17 条（解約）

加入者は、本サービスを解約しようとする場合、KBN 所定の方法により申し出るものとします。本サービスの解約にあたり、KBN は機器及びステッカーの回収又は撤去を行う場合があります。加入者は、解約時の撤去・回収対応費として 5,500 円（税込）を KBN に支払うものとします。カメラ機器及びステッカーの撤去後であっても、ビス穴、穴開け跡、両面テープ貼付跡、日焼け跡、変色、汚れ、外壁材の剥離その他設置又は撤去に伴い生じた跡について、設置前の状態に戻すことはできません。KBN は原状回復工事を行わず、原状回復費用も負担しません。解約時に未返却の機器、毀損した機器、未払い料金、最低利用期間の残余月数分の基本料金その他 KBN が定める費用がある場合、加入者はこれを支払うものとします。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

加入者は、自己又はその関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。加入者が前項に違反した場合、KBN は何らの催告なく本サービスの契約を解除することができます。

第 19 条（個人情報の取扱い）

KBN は、本サービスの提供、工事、保守、料金請求、問い合わせ対応、サービス案内、設置情報の警察への提供、その他本サービスの運営に必要な範囲で、加入者の個人情報を取り扱います。KBN は、法令に基づく場合、加入者の同意がある場合、又は本規約に定める場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供しません。個人情報の取扱いに関する詳細は、KBN が別に定めるプライバシーポリシー又は個人情報保護方針によるものとします。

第 20 条（本規約の変更）

KBN は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することがあります。KBN は、本規約を変更する場合、変更後の規約の内容及び効力発生日を、KBN のホームページへの掲載その他 KBN が適切と判断する方法により周知します。変更後の規約の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用した場合、加入者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第 21 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、加入者及び KBN は誠意をもって協議し、解決するものとします。

制定日：2026 年 8 月 1 日

地域見守りカメラ 重要事項説明書

本書は、KBN 株式会社が提供する個人向け「地域見守りカメラ」の申込にあたり、特にご確認いただきたい事項を説明するものです。申込前に必ずお読みください。

1. サービス概要

サービス名	地域見守りカメラ
対象	個人のお客様
主な機能	スマートフォンでの映像確認、録画映像の確認、防犯カメラ作動中ステッカーの設置
設置予定機器	Tapo C425 KIT
確認アプリ	TP-Link Tapo
サポート	KBN が設置及び初期設定をサポートします。オプションとして安心フォロー訪問サポートを利用できます。

2. 料金

月額利用料	カメラ 1 台目：1,650 円／月 カメラ 2 台目以降：1,100 円／月・台
標準工事費	1 台目：16,632 円 2 台目以降：11,880 円／台
解約時費用	撤去・回収対応費：5,500 円（税込）
最低利用期間内の解約	最低利用期間の残余月数分の基本料金をご負担いただきます。

表示価格は、特に断りのない限り税込です。消費税率が変更された場合、変更後の税率に基づき精算します。

3. 最低利用期間・解約

- ☐ 最低利用期間は 36 か月です。
- ☐ 最低利用期間内に解約する場合、残余月数分の基本料金をご負担いただきます。
- ☐ 解約時には、機器及びステッカーの撤去又は回収を行う場合があります、撤去・回収対応費として 5,500 円（税込）を請求します。
- ☐ ビス穴、穴開け跡、両面テープ貼付跡、日焼け跡、変色、汚れ、外壁材の剥離その他設置又は撤去に伴い生じた跡について、設置前の状態に戻すことはできません。KBN は原状回復工事を行わず、原状回復費用も負担しません。

4. 本サービスで保証しない事項

- ☐ 犯罪防止、犯人特定、事故防止、被害防止を保証するものではありません。
- ☐ 録画保存、証拠確保、録画データの完全性を保証するものではありません。
- ☐ 緊急時の駆けつけ、警備、常時監視を行うサービスではありません。
- ☐ 警察が映像を常時監視するサービスではありません。

5. 設置情報及び映像の取扱い

- ☐ KBN は、カメラを設置した利用者に関して、カメラの設置場所、住所、氏名、電話番号を警察に提供します。
- ☐ 録画映像の管理責任は利用者にあります。事件、事故等により警察等から映像提供を求められた場合、利用者の判断と責任において対応してください。ただし、法令に基づく要請がある場合はこの限りではありません。
- ☐ 録画映像は、記録媒体又はアプリの仕様、保存容量、通信環境等により、一定期間後に上書き又は削除される場合があります。

6. 設置条件・利用環境

- ☐ 設置場所、撮影範囲、Wi-Fi 環境、建物の構造、電源環境等により、設置できない場合又は利用できない場合があります。
- ☐ 撮影範囲は、近隣住民その他第三者のプライバシーに配慮して設定する必要があります。
- ☐ Wi-Fi 環境、通信回線、スマートフォン、アプリ、電源その他の利用環境は、利用者の責任と費用で用意し、維持してください。
- ☐ 建物の材質、構造、電波状況、電磁波、停電、機器不具合等により、映像確認、録画、保存、通知、再生等が正常に利用できない場合があります。

7. 工事・ステッカー

- ☐ カメラ機器及びステッカーの設置にあたり、建物の外壁、柱、構築物等に穴開け、ビス止め、両面テープ貼付その他の施工を行う場合があります。
- ☐ 標準工事の範囲を超える作業、特殊工事、再訪問、移設、角度調整、再設定等については、別途費用が発生する場合があります。
- ☐ ステッカーは本サービス利用中のみ使用できます。解約時には KBN の指示に従い、撤去又は返却に協力してください。

8. 同意欄

- ☐ 私は、地域見守りカメラに関する利用規約及び本重要事項説明書の内容について説明を受け、理解しました。
- ☐ 私は、上記内容に同意のうえ、地域見守りカメラを申し込みます。

説明日：20 年 月 日

契約者署名： _____ 印

説明担当者： K B N 株式会社 _____

カメラ設置工事費割引適用に関する規約

KBN株式会社（以下「KBN」といいます。）は、KBNが定める工事において、カメラ設置工事費割引（以下、本キャンペーンという。）を実施いたします。本キャンペーンは、本規約に従って行われ、本キャンペーンにお申込みいただく契約者には本規約の内容を十分にご理解、ご同意いただいていることを前提といたします。

第1条（キャンペーン実施期間）

2026年7月16日から2026年12月31日まで

第2条（キャンペーン内容）

本規約、別表の通り、KBNより毎月の利用料から割引します。

（1）安心カメラ工事費は別表1の通り、工事費を36ヶ月払いとし、KBNより毎月の利用料（最大36ヶ月）から割引します。ただし、利用期間が36ヶ月に満たず、途中解約・休止があった場合、残余期間に応じた工事費を一括請求します。

第3条（適用条件）

本キャンペーンは、以下の場合に適用されるものとします。

本サービス新規申込希望者または同サービス契約者が本キャンペーンを申込み、KBNがこれを承諾した場合。

第4条（本規約の変更）

1. KBNは、以下の場合に、KBN裁量で民法548条の4の規定により本規約を変更することができます。

- （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. KBNは前項による本規約変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の一ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日をKBNウェブサイト（<https://kbn.ne.jp/>）に広告します。

3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。なお、この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。

第5条（協議等）

- （1）本規約に定めのない事項については、新規申込または利用中のお客様が利用中のサービス約款を適用するものとします。
- （2）契約者及びKBNは、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上解決するものとします。

2022年7月1日制定

別表 1

単位：円（税込）

工事費	費用（36 か月分）	費用（1 か月分）	利用料（1 か月分） 割引額
地域見守りカメラ 1 台目工事費	16,632 円	462 円	▲462 円
地域見守りカメラ 2 台目以降工事費 （同時工事：1 台当たり）	11,880 円	330 円	▲330 円
地域見守りカメラ 2 台目以降追加工事 （別日の工事：1 台当たり）	16,632 円	462 円	▲462 円